平成２１年（フ）第６５２６号
京都府八幡市八幡安居塚28番地22
破産者　有限会社サンココ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４８号
大阪市西区靱本町１丁目７番18号
破産者　株式会社まいど
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７７号
大阪市浪速区日本橋西２丁目６番７号
破産者　有限会社フライト
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４９３号
大阪府枚方市香里ヶ丘３丁目９番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市若葉町24番９号
破産者　株式会社ホクセツ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４７号
大阪府八尾市南太子堂６丁目３番54号
破産者　株式会社フードプランニング優
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６５号
大阪市淀川区宮原５丁目６番39号
破産者　有限会社日本スプレッド
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４６６号
大阪市淀川区宮原５丁目６番39号
破産者　株式会社ユニバトラー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０１号
大阪市中央区南船場３丁目10番４号
破産者　株式会社インナーフードシステム
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目12番４号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区小野柄通４丁目１番15号
破産者　株式会社クック良品
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７号
奈良県吉野郡下市町大字新住170番地の１
破産者　株式会社アイ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第７６３号
岡山市南区迫川762番地
破産者　増成　　修
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７号
北九州市八幡西区熊手１丁目１番15号
破産者　有限会社高橋産業
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２３号
北九州市小倉北区朝日ヶ丘２番１―706号
破産者　有限会社大賀電設
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１９号
熊本市本山２丁目１番２号
破産者　アイコー電気有限会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３２号
熊本市龍田弓削１丁目30番24号
破産者　株式会社あっとほうむ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３５号
函館市富岡町１丁目20番19号
破産者　有限会社ナガオモード企画
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３６号
函館市富岡町１丁目20番19号
破産者　有限会社ナガオ美容商事
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３７号
函館市富岡町１丁目20番19号
破産者　有限会社美容室飛鳥
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１２６２号
東京都府中市清水が丘３丁目33番地の５アゼリヤ107―105、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市堀之内２丁目29番地１コーラル京王堀之内502号
破産者　勝村　　厚
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
石川県加賀市西島町ワ94番地１
破産者　有限会社ライコム
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第７０８号
岐阜県郡上市八幡町稲成919番地
破産者　渕上　誠嗣
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１６３号
岐阜県関市平和通５丁目９番地６
破産者　後藤　明彦
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所